

石油協会・信用保証制度をより利用し易い制度にします！

1. 期間限定 保証料率が引き下げとなります！

諸物価高騰や賃金引上げなどにより、経営環境がますます厳しくなることが予想されることから、期間を限定し、小口運転資金・小口設備資金の新規保証について、

保証料率を年 0.8%⇒年 0.4%に引下げします。

引下げ期間：2023 年 7 月 3 日～2024 年 6 月 28 日の保証承諾分

小口運転資金は最大 6,000 万円迄、小口設備資金は最大 1 億円迄、それぞれ借入可能。

※但し既存セーフティネット資金から小口運転資金への更新(乗り換え)は取り扱いできません。

2. 小口設備資金の保証料率の特例を追加（2023 年 5 月 22 日開始）

(1)事業再構築補助金の採択された事業計画に基づく設備を取得する経費について保証する場合の保証料率を年 0.2%とする特例を新たに設けます。

事業再構築補助金を申請される場合は是非ご活用ください！

(2)尚、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成し認定を受けた事業者が、同計画に基づき設備を取得する経費として保証する場合の保証料率も年 0.2%となっております。

併せてご検討ください。

3. 経営者の連帯保証なしでの取り扱いも行っております。

法人に対する債務保証では原則連帯保証人が必要ですが、経営者保証に関するガイドラインに則って石油協会が定めた条件を満たせる場合は、連帯保証を求めない無保証人での取り扱いを行っております。 個人事業者に対する債務保証は原則無保証人扱いです。

上記 1. ～ 3. を適用した場合の具体的活用例

(1)法人で経営多角化に伴う設備投資資金を 5,000 万円借入する場合。

小口設備資金を利用 ⇒ 通常は保証料率年 0.4%。事業再構築補助金や経営強化法に基づく経営力向上計画を活用する場合は年 0.2%の保証料率

連帯保証人⇒ 石油協会の条件を満たせば無保証人扱い

(2)法人で運転資金 3,000 万円を借入する場合。

小口運転資金を利用 ⇒ 保証料率年 0.4%

連帯保証人⇒ 石油協会の条件を満たせば無保証人扱い

4. 地区信用保証委員会審査は申請者が特定されないように行います。

(2023年7月地区委員会開催分から実施)

保証の受付時、決算書等の経営情報は受付する各石油組合から石油協会本部へ直送し、組合での写しの保管も禁止します。石油協会本部は決算書の内容を指標データ化した資料を地区信用保証委員会に還元します。地区信用保証委員会は、申請者を特定できないように出捐者番号で管理し、同資料のみを用いて審査を行います。

5. 令和4年度補正「SSの事業再構築・経営力強化事業」への対応

石油協会の補助事業を利用してSSの設備投資を行う場合、設備資金の支払いから補助金の交付まで、つなぎ資金として利用することができます。2023年3月22日付で各組合宛案内文書を発信しているほか、石油協会HPにも案内文書の内容を掲載しております。

(例)

洗車機購入⇒保証付借入金で業者へ支払い⇒補助金が交付されたら交付金額以上を繰上償還⇒残額を毎月約定返済

以 上